

里親等委託率を大きく増加させた自治体における里親推進の取組事例

(1) 里親等委託率の最近6年間の増加幅の大きい自治体

		増加幅 (16→22比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成22年度末
1	福岡市	17.9%増加	6.9%	24.8%
2	大分県	15.3%増加	7.4%	22.7%
3	宮城県	10.5%増加	8.0%	18.5%
4	福岡県	10.3%増加	4.0%	14.3%
5	滋賀県	10.2%増加	20.3%	30.5%
6	香川県	9.7%増加	6.5%	16.2%
7	静岡県	9.0%増加	10.6%	19.6% (静岡市・浜松市分を含む)
8	栃木県	8.3%増加	7.9%	16.2%
9	山梨県	8.2%増加	17.8%	26.0%
10	佐賀県	8.0%増加	1.2%	9.2%

(2) 里親等委託率の最近6年間の増加幅の大きい自治体における取組の概要

	①方針・目標	②推進した取組	③効果的であった取組方法・体制整備	④里親委託率を伸ばした要因
福岡市	<p>○平成21年度までに里親委託率13%。現在、目標を新たにし平成26年度末までに里親委託率を25%にする。</p>	<p>○市政だより等による広報啓発、研修、レスパイトケア等の里親支援事業 ○NPO法人と共働で里親の支援体制の整備等を行い、里子の一時預かりや送迎のサポート等をするボランティアを派遣、出前講座等を実施 ○児童相談所に係長1名、係員1名、里親対応専門員（嘱託）2名を配置</p>	<p>○児童相談所に係長1名、係員1名、里親対応専門員（嘱託）2名を配置 ○NPO法人と協働で行った出前講座、フォーラム等の普及啓発事業及びサロンやボランティア派遣等の里親支援。</p>	<p>○児童相談所の体制強化と職員の里親委託有効性の理解 ○里親同士の交流を促し、相互支援できる里親サロンの充実 ○NPOとの共働による効果的な制度の普及啓発</p>
大分県	<p>○里親委託率：H26年度末19.0% ○里親委託の有効性として、①乳幼児期の愛着形成が図られる、②子どもと養育者で1対1の関係がとれる、③健全な家庭モデルを知ることができる、④子どもの生活の連続性を確保できる、という4点を挙げ、里親委託を推進</p>	<p>○里親制度説明会の開催、講演活動、チラシ配布等による開拓・普及啓発・広報活動 ○里親認定前研修、スキルアップ研修、里親事務説明会等を実施 ○レスパイト事業、ヘルパーを派遣する里親養育援助事業、里親サロン、県負担の賠償責任保険加入、措置費補助等による里親支援 ○里親対応協力員や里親委託推進員を配置、児童相談所の人員増、里親専任職員の配置等 ○トライアル里親事業 ○里親委託推進委員会の設置(年1回) ○H23～専門学校、短大での講義（4校） ○H23～里親認定式開催（新規登録時に部長から認定通知を授与する） ○H24～里親支援ボランティア制度の創設 ○H24～里親の研修を強化（里親のニーズに応じたテーマ別研修追加） ○H24～里子キャンプの開催 ○H24～施設の里親支援専門相談員とともにチームでの里親支援を予定 ○H24～里親支援の非常勤職員を+1名配置 ※H24～の取組みは現在予算要求中のため未定。</p>	<p>○里親制度説明会(全市町村)の継続的な開催 ○研修会や里親サロンを通じた里親と施設職員の交流機会の確保 ○トライアル里親事業活用による施設入所児童の家庭生活体験 ○児童相談所の体制強化、里親担当職員の配置(常勤・非常勤) ○里親登録証の交付（名刺サイズの身分証明）</p>	<p>○里親と施設を繋ぐ取組として、トライアル里親事業、里親サロン、研修会等を実施。施設OBが里親であること ○施設から児童相談所に、出身家庭との交流がない子ども等について、里親委託の検討を依頼。また施設が里親と積極的に協働 ○熱意ある里親の存在や相互の交流 ○児童相談所の体制強化と所員の里親委託有効性の理解</p>

	①方針・目標	②推進した取組	③効果的であった取組方法・体制整備	④里親委託率を伸ばした要因
宮城県	○新みやぎ子どもの幸福計画（後期計画）の中で、「保護を要する子どもが家庭的な雰囲気の中で養育されるよう、里親の下での養育を推進していく」方針を示し、平成26年度までに里親委託率を20.1%とする目標を掲げている。	○ファミリーグループホーム事業（平成17年度から平成20年度まで、県単独事業として実施） ○児童相談所への里親委託推進員の配置 ○ラジオ、新聞、電車中吊り広告等による広報活動	○現在のファミリーホームの前身であるベテラン里親によるファミリーグループホーム事業の実施 ○各児相の里親担当者及び里親委託推進を中心とした里親委託推進体制 ○様々な媒体による県民への里親制度周知活動	○ファミリーグループホームを礎とした、ファミリーホームの運営の開始 ○里親委託推進員による里親家庭及び委託可能性のある施設入所児童への積極的な関わり
福岡県	○H17の行動計画において、里親制度の積極的活用及び里親への支援について取り組むことを明記	○里親シンポジウムの開催 ○里親養育相談対応専門員を任用 ○登録里親への研修 ○地区里親会の事務局を児童相談所が務め、里親サロンを開催	○左記②の取組を継続して行ったこと ○市町村が里親措置費の請求事務を代行	○里親への継続的な支援や研修の実施、里親サロンの実施などを積み重ねたこと
滋賀県	○養育里親登録数：H21年度97家庭、H26年度131家庭（全ての中学校区に1家庭以上） ○子どもの愛着関係の形成に有効と評価して推進	○里親制度のパンフレット作成、施設入所児童週末ホームステイ事業の実施等による広報啓発 ○里親研修やピアカウンセリングの実施による養育技術の向上 ○里親家庭に心理的ケア指導員、家事支援員の派遣、里親指導員の設置	○里親制度の周知 ○里親指導員の設置による里親家庭・里親会との連携強化 ○心理的ケア指導員の派遣による養育里親支援 ○施設入所児童週末ホームステイ事業による新規里親開拓	○里親会の活動が活発で、状況に応じ他の里親に措置変更できる ○障害福祉関係者が里親になり、養育が困難な児童を受け入れ ○施設の小規模化の結果、里親委託が進展
香川県	○里親委託率：H22年度15%、H23年度19% ○里親登録者を増やすとともに、いつでも利用できる里親を把握	○里親制度説明会、里親相談会を計画的に連動して開催 ○施設で里親委託が望ましい児童のリストを作成、登録里親に意向アンケートを実施、週末ホームステイ事業の実施等	○里親開拓（説明会、相談会）について市町に協力依頼 ○口コミによる案内 ○住民利用の多い福祉センター等で里親を含めた具体的な話し合い	○専任の里親委託推進員の配置及び里親委託等推進委員会の設置 ○リーフレット作成、DVD作成上映等による普及啓発 ○説明会等で里親の体験談を講演 ○児童相談所が里親委託推進を方針に

	①方針・目標	②推進した取組	③効果的であった取組方法・体制整備	④里親委託率を伸ばした要因
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ○まずは里親への委託を検討 ○全児相の里親委託率：H26年度16%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○ショート・ルフラン事業（週末・夏休みの体験的受入れ）の実施 ○施設での里親と児童の交流会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○現況調査により里親の希望や現状を把握 ○里親担当者会議等により、各児童相談所間で里親に関する情報を共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託をまずは検討 ○ショートルフラン事業や施設での交流会を通しての相性確認等
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ○制度の普及、研修の実施、マッチング、家庭訪問等を効果的に実施する ○里親委託率：H21年度末15%以上、H26年度末18%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民の日のイベント等で普及啓発 ○各児童相談所に里親委託推進員を配置 ○里親連合会等への研修委託 ○ファミリーホーム開設 ○専門里親への委託拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託推進員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託推進員による積極的な活動
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託率：H21年度23%、H26年度26% 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親経験者による講演会や里親制度の説明会等による里親制度の周知 ○里親委託等推進委員会の開催(年3回) 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託等推進委員会の設置(H21年度～) ○里親制度のリーフレットの作成、配布 ○未受託里親と施設入所児童に対するマッチングの場の提供(推進委員が事務局を兼ねる里親会主催のバス旅行) 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託ガイドライン策定前から、まず「家庭的な環境で養育できないか」を考慮するスタンスで処遇検討 ○里親委託等推進委員が里親登録者に1日最低7件コンタクト ○乳児について、乳児院の入所状況に係わらず、里親へ積極的に委託 ○里親委託等推進委員が里親会の事務局を兼任し、里親会会員と人間関係を作りやすい ○里親委託等推進員がコーディネーターとなり、新規の里親に対し、ベテランの里親が相談・助言を行い、精神面・養育技術面でのサポートを行う
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○「佐賀県総合計画2011」（平成23年度）において、子どもの状況に応じた適切な養育先の選択肢を広げるために里親の拡充を明記 	<ul style="list-style-type: none"> ○H19に里親会を再結成し、里親サロンや研修会等を実施 ○児童相談所において、児童の処遇方針を検討する際、施設とともに里親委託も検討 ○児童養護施設、里親会や児童相談所等で構成する里親委託推進委員会の設置、児童相談所に里親委託推進員を配置 ○施設入所児童家庭生活体験事業（ホームステイ事業）の実施 ○H22に九州地区里親研修大会を開催 ○H23から毎月里親サロンを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親会の事務局を児童相談所が担当したことによる、里親と児童相談所の情報共有と連携強化 ○児童の処遇に際しては、施設委託と併せて里親委託も必ず検討することとする方針の徹底 ○里親委託推進員の配置による、里親と児童相談所との連携強化 ○里親サロンや宿泊キャンプ事業等による里親会活動の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親に関する事業の実施を通じて養育里親が増加したこと ○里親の資質向上と委託後の支援体制の充実 ○児童相談所において、児童の処遇方針を検討する際、施設委託とともに里親委託も検討するようになったこと。

里親委託推進の取組事例①【福岡市】

増加幅 (16→22比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
17.9%	6.9%	24.8%

里親登録数： 85組
 受託里親数： 46組
 里親委託児童数： 78名 (平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

平成21年度までに里親委託率13%。現在、目標を新たにし平成26年度末までに里親委託率を25%にする。

②推進した取組

- 市政だより等による広報啓発、研修、レスパイトケア等の里親支援事業
- NPO法人と共働した里親制度の推進
- 児童相談所に係長1名、係員1名、里親対応専門員（嘱託）2名を配置

③効果的であった取組方法・体制整備

- 児童相談所に係長1名、係員1名、里親対応専門員（嘱託）2名を配置
- NPO法人と協働で行った出前講座、フォーラム等の普及啓発事業及びサロンやボランティア派遣等の里親支援。

④里親委託率を伸ばした要因

- 児童相談所の体制強化と職員の里親委託有効性の理解
- 里親同士の交流を促し、相互支援できる里親サロンの充実
- NPOとの共働による効果的な制度の普及啓発

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

平成17年3月に公表した福岡市子ども総合計画において、数値目標として里親委託率を平成21年度までに平成16年度の2倍である13%にあげることを掲げた。現在は、新・福岡市子ども総合計画（平成22年度～26年度）において平成26年度末までに里親委託率25%を目標に掲げている。

2 どのような取組をしてきたか

里親制度の普及・推進については、市政だよりや市民フォーラムなどによる里親制度の広報啓発、里親研修、里親の一時的休息（レスパイト・ケア）などの里親支援事業を実施している。

平成17年度から3か年、地域において子育て支援などの活動に取り組んでいるNPOと共働で「市民参加型里親普及事業」を実施し、里親制度の普及啓発を推進。平成20年度からは「里親養育支援事業」を同じくNPOと共働で開始し、里親の新規開拓、里親・里子への支援体制の整備を行い、さらなる里親制度の充実を図った。

事業名	内容・項目	実施体制・H23実績等
里親制度 普及啓発 事業	制度の普及啓発等	NPOと共働 里親フォーラム(2回)・出前講座(7回)
	里親認定前研修	直営(4回)
	里親基礎研修	NPO・里親会と共働 里親講座(6回)・施設見学(NPO2回・里親会1回)
	養育里親への研修	直営(2回)
	専門里親研修	委託 母子愛育会
里親委託 推進・支 援等事業	里親委託推進員配置	嘱託職員2名(H24年度:嘱託職員1名増員予定)
	お盆ふれあい行事	年1回お盆の8/12~8/15に実施「お盆ふれあい行事」
	レスパイト事業	9件(H23はH24年3月1日現在)
	里親サロン	NPOと共働 年10回実施(内、4回は登録里親のみ)
	里親委託推進委員会	NPOが事務局となり年3回実施
	里親訪問支援事業	直営(ケースワーカー、心理士、里親担当が3人一組で通所、家庭訪問などの支援にあたる)

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

児童相談所の体制として、平成15年度から里親担当主査が1名配置、平成17年度からは、養育相談などを実施して、里親の養育技術の向上と精神的負担の軽減を図る目的から里親対応専門員(嘱託)が1名配置。平成18年度には係員1名配置された。また里親、里子数の増加に伴って、平成22年度に里親対応専門員(嘱託)が1名増員され、現在、係長1名、係員1名、里親対応専門員(嘱託)2名の4名体制となっている。

NPOの地域浸透力を活用し、出前講座などを実施し、地域に根ざした啓発活動を推し進め、里親子と地域のつながりを深めている。そのほかにも、NPOの具体的な取り組みとして、夫妻共に稼働する里親が増えていることから、急な残業や早朝夜間勤務、また、急病や休日勤務があった場合に、里子の一時預かりや送迎のサポートをしてくれる支援者や、里子が里親に言いにくいことを相談できたり、学習面のサポートや社会に適応し、自立していけるよう対人関係や社会性の習得できるよう援助してもらえる人材をボランティアとして登録してもらい、派遣の調整を委託し実施している。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

市民の間に里親制度のことを知らせていくと同時に、一時保護所から里親委託された子どもの変化を経験することにより、児童相談所職員の意識が変化し、委託できる里親が増えると共に、援助方針会議において積極的に里親委託の意見が出るようになった。

増加していく里親数とその支援に対応するための里親担当職員及び里親対応専門員（嘱託）の職員の配置。

キャンプや定例会などの里親会の活動や1～2ヶ月に1度開催する里親サロンで相互の意見交換が活発となり、より里親同士の絆が深まってお互いに支えあう関係が作られている。

里親委託推進の取組事例②【大分県】

増加幅 (16→22比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
15.3%	7.4%	22.7%

里親登録数： 115組
 受託里親数： 66組
 里親委託児童数： 90名 (平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 里親委託率目標：H26年度末19%(H22年度末実績23%達成済)
- 「子どもの最善の利益を確保する」という視点から、里親委託の有効性として、下記4点を挙げて里親委託を推進
 - ①乳幼児期の愛着形成が図られる
 - ②子どもと養育者で1対1の関係がとれる
 - ③健全な家庭モデルを知ることができる
 - ④子どもの生活の連続性を確保できる

②推進した取組

- 里親制度説明会の開催、講演活動、チラシ配布等による開拓・普及啓発・広報活動
- スキルアップ研修、里親事務説明会等の実施
- レスパイト事業、里親養育援助(ヘルパー派遣)事業、里親サロン、措置費補助等による里親支援
- トライアル里親事業、里親委託推進委員会の設置(年1回)
- 里親対応協力員や里親委託推進員の配置、児童相談所の体制強化(人員増)、里親専任職員の配置等

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親制度説明会(全市町村)の継続的な開催
- 研修会や里親サロンを通じた里親と施設職員の交流機会の確保
- トライアル里親事業活用による施設入所児童の家庭生活体験
- 児童相談所の体制強化、里親担当職員の配置(常勤・非常勤)

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親委託を推進する理由が、「子どもの最善の利益を確保する」という子ども中心の視点であったこと。
- 里親と施設の相互理解・連携は、里親委託推進に係る事業展開の大きな柱であったこと。
- 施設入所児のうち、里親委託が適当な児の選定や措置変更が、施設と里親の理解・協力のもと円滑に行われたこと。
- 児童相談所の体制強化、職員の里親委託の有効性理解が進んだこと。

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

- 里親委託率目標：H26 年度末 19.0%（大分県次世代育成支援後期行動計画）
実績：H22 年度末 23.0%（達成済）
- 「子どもの最善の利益を確保する」という視点から、里親委託の有効性として、下記 4 点を挙げて里親委託を推進
 - ①乳幼児期の愛着形成が図られる ②子どもと養育者で 1 対 1 の関係がとれる
 - ③健全な家庭モデルを知ることができる ④子どもの生活の連続性を確保できる

2 どのような取組をしてきたか

(1) 里親支援機関事業

事業名	内容・項目	実施状況、H22実績等
里親制度普及啓発事業	制度の普及啓発等	県直営。里親制度説明会、各種広報。
	認定前研修	県直営。年 3 回実施。
	スキルアップ研修	県直営。年 1 回実施。
	専門里親研修	母子愛育会委託。新規・継続研修。
里親委託推進・支援等	里親委託推進員等	県下の児童相談所に計 3 名配置。
	トライアル里親事業	県直営。年間利用児童延数 79 人
	レスパイト事業	県直営。年間 21 回延日数 56 日
	ヘルパー事業	県直営。年間 104 回（4H/回）
	里親サロン	委託。（県里親協議会）
	里親委託推進委員会 里親訪問支援	県直営。事務局は中央児童相談所。 県直営。児童福祉司、里親担当訪問。

(2) 開拓・普及啓発・広報活動

「一中学校区に一組の里親家庭」を目指して、里親開拓を進めてきた。

- ①里親制度説明会の開催（H17～）
 - ・県内 18 市町村で開催（一部、夜間開催）
 - ・里親月間等における臨時開催（休日開催） 年間 18 回開催・参加人数 97 人
- ②講演活動
 - ・福祉関係研修会での講師（里親・行政職員）

- ③チラシ配布
 - ・地域福祉大会、保育所・幼稚園関係の研修会、主任児童員研修会、県職員・教職員退職者説明会等での配布。
- ④広報誌掲載
 - ・ボランティア広報誌、県広報誌等
- ⑤イベントでのブース出展
 - ・人権関係フェスティバル
 - ・商工労働部関係の説明会
- ⑥マスコミ活用
 - ・TV放送への働きかけ（H22：民放で年2回出演）
 - ・地元新聞での連載（地元新聞社の理解あり）
- ⑦その他
 - ・里親登録証（名刺サイズ）の交付（H22～）

（3）研修等

- ①里親認定前研修
 - 〈集合研修〉
 - ・2日間の日程。両日共にグループワーク・討議の時間を導入。
 - ・新規里親の不安軽減、登録後の交流を目的に、先輩里親に参加を募り、体験談披露や意見交換時の助言を依頼。
 - 〈施設実習〉
 - ・施設長、主任指導員、主任保育士、FSW等による、懇切丁寧な対応。施設は委託後の支援にも協力的。
- ②スキルアップ研修（H15～）
 - ・すべての里親（ファミリーホーム）が集う集合研修（年1回1日）。児童養護施設職員・市町村関係職員の参加も募る。
 - ・委託年齢に応じたテーマ別研修（半日程度）を2回程度実施予定（H23～）
- ③里親事務説明会（H18～）
 - ・里親が作成する各種書類（児童措置費請求書）の作成方法や、里親支援制度の利用方法等について説明。年1回開催。
- ④その他
 - ・児童養護施設職員の自主研修会に里親・ファミリーホームも参加。研修機会を有効に活用し、相互理解を深めている。

（4）里親への支援

- ①レスパイト事業（H16～）
 - 委託児童を施設や他の里親宅で預かり、里親に一時的な休息を確保。養育負担の軽減を図る。年7日間まで利用可能。
- ②里親養育援助事業（H18～）
 - 委託後、里親の申し出により、里親養育援助者（ヘルパー）を派遣。養育援助者に、謝金と旅費を支払う。
- ③里親サロン（H18～）
 - 大分県里親協議会に委託。県内を5地区に分け、各地区で毎月～3、4ヶ月に1回程度開催。
 - 一部の地区では、児童養護施設でサロンを実施。施設職員も参加して交流を深めている。

④措置費の補助（県単事業）

ア 中学・高校入学費用、高校通学費用の補助（H18～）

現在の児童措置費の交付基準では、義務教育まではある程度カバーできるが、高校生になると不足を生じ、里親が負担している現状にあるため、その不足分を補助している。

- ・ 中学入学費用：措置費と実費の差額が対象、上限 5 万円
- ・ 高校入学費用：措置費と実費の差額が対象、上限 10 万円
- ・ 高校通学費用：措置費と実費の差額 1 / 2 額が対象、上限 1 万円 / 月

イ 資格免許取得費用・住居費の補助（H22～）

高校卒業後、進学や就職にあたり、自動車運転免許や各種資格取得、家具・什器準備費用として、10 万円を補助。

（5）児童相談所の体制整備

①里親対応協力員の配置（H16～）

- ・ 中央児童相談所に非常勤職員（1 名）を配置。

②里親委託推進員の配置（H18～）

- ・ 各児童相談所に非常勤職員を各 1 名配置。

※ 里親対応協力員、里親対応協力員の業務内容は、里親訪問や電話相談、トライアル里親の調整、児童措置費のとりまとめ、台帳管理、各種事務など里親支援全般。

※ 非常勤職員採用にあたり、経験者を優先。教師、保育士、幼稚園教諭、元児童養護施設職員など児童福祉に深い理解と愛情を有している者を配置。

③児童相談所の人員増

- ・ 虐待対応件数が増加する中、H14 以降、児童福祉司・一時保護所職員を中心に人員増が行われ、徐々に児童相談所の体制強化が図られてきた。

④里親専任職員の配置（H22～）

- ・ 平成 22 年度に組織改編と併せて、里親専任職員（常勤・1 名）を配置。
- ・ 以前は、地区担当児童福祉司が里親業務を兼務していたため、里親支援は主に非常勤職員が行っていた。このため、開拓・普及啓発・広報活動や研修対応などが十分に行われていたとは言えず、また、里親事業の全体調整も不足していた。
- ・ 里親専任職員（常勤）配置後は、里親関係事業を総括し、開拓・普及啓発・広報活動や研修はもとより、里親委託に係る指導・助言、里親支援や里親会対応等を行っている。この結果、里親委託の大幅な伸びに繋がった。

⑤その他

ア 里親個別ファイルの作成（H17～）

- ・ 過去の委託状況、里親の意向・家庭状況の把握や、委託可能な子どもの年齢幅、逆に不調の恐れがある子どものタイプ等を把握する目的で作成・管理。

イ 里親情報の全体共有（H22～）

- ・ 児童相談所の定例会議で、直近の里親情報を里親担当から全職員に提供（1 回 / 月）。里親の近況や委託可能な里親、新規登録里親等の動向を報告。児童福祉司等がケースワークを行う際の参考になっている。

(6) その他

① トライアル里親事業 (H18～)

施設入所児童の家庭生活体験機会の提供、委託前のマッチング、一般県民に里親体験機会を提供する目的で実施。

② 里親委託推進委員会 (H18～)

里親、児童養護施設、児童相談所の相互理解、里親委託に関して共通理解を持つために設置。

当初は対象となる子どもの掘り起こし等を行っていたが、現在は意見交換、委託状況の報告などを行っている。

年1回開催。事務局は中央児童相談所。

③ 児童相談所の方針

・「こどもの最善の利益確保」の観点から里親委託の有効性として下記4点を挙げ、里親委託を推進。

- 1 子どもの発達に不可欠な乳幼児期の愛着形成が図られること
- 2 子どもと養育者の間で一对一の関係がとれること
- 3 健全な家庭モデルを知ることができること
- 4 子どもの生活の連続性を確保できること

・児童相談所の家庭分離時の選択肢として施設のほかに、多様な里親家庭があることで、処遇選択の幅が広がった。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

- 里親制度説明会(全市町村)の継続的な開催
- 研修会や里親サロンを通じた里親と施設職員の交流機会の確保
- トライアル里親事業活用による施設入所児童の家庭生活体験
- 児童相談所の体制強化、里親担当職員の配置(常勤・非常勤)

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

① 里親委託を推進する理由が、「子どもの最善の利益を確保する」という子ども中心の視点であったこと。

※里親・施設の共通理解が容易。

② 里親と施設の相互理解・連携は、里親委託推進に係る事業展開の大きな柱であったこと。

③ 施設入所児のうち、里親委託が適当な児の選定や措置変更が、施設と里親の理解・協力のもと円滑に行われたこと。

※里親委託推進の取組開始直後から、連携・相互理解が事業展開の大きな柱であり、研修、サロン、トライアル里親事業等の実施に反映させてきた。

※児童養護施設職員OBの里親等の存在(複数)。

里親・施設、各々の立場でできることや限界を、経験上理解しているため、社会的養護の垣根を取り除くことに繋がりが、一層の相互理解につながった。

※大分県児童養護施設協議会：『施設と里親、どちらが良いとか悪いとかではなく、社会的養護の関係者全てが協働、コラボレーションして、子どもを守り、支えていくことが大切』という児童福祉に対しての広い視野と高い志、子どもに対する愛情と熱意を持っている。

※現在、施設から児童相談所に、出身家庭との交流がない子ども等については、積極的に里親委託を検討してもらいたいと依頼がある。

※施設は、認定前研修における実習受入れ、トライアル里親事業での関わり、里親サロンにおける会場提供、施設から里親に措置変更後のアフターフォロー等、里親と積極的に協働する姿勢があり、児童福祉の専門家集団として、里親から信頼される存在である。

④ □ 児童相談所の体制強化、職員の里親委託の有効性理解が進んだこと。

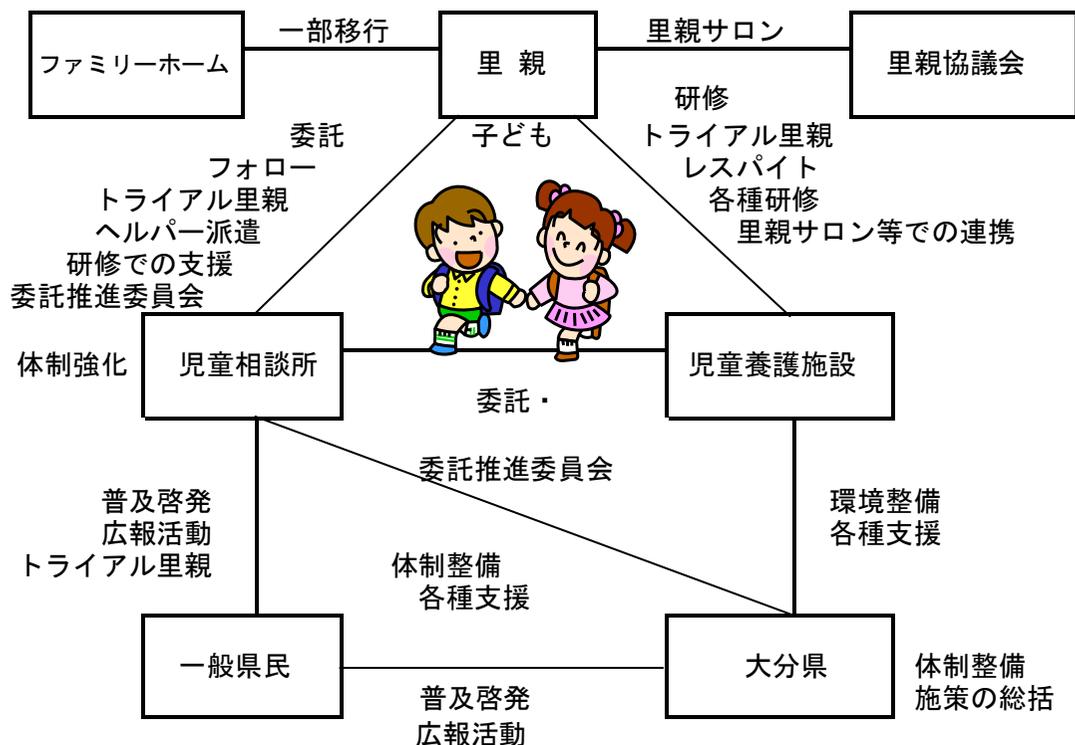
※施設措置に比べて里親委託は、委託後の支援まで含めると、施設措置の何倍もの時間と労力を要することは否めない。人員増は必要不可欠。

※施設措置と比較して、時間と労力のかかる里親委託ではあるが、児童相談所では所員一丸となって里親委託の有効性を共有し、意欲的に委託を推進してきた。

※児童相談所の援助方針決定において、里親委託の有効性を熟知したS Vの存在は、里親委託推進の大きな原動力。

(図①)

里親委託推進の全体図



●新規の取組み内容（予定を含む）

- ・ H23～専門学校、短大等での講義（4校）：普及啓発の一環として、保育士、幼稚園教諭、社会福祉士養成校等で社会的養護の講義を実施。
- ・ H23～里親認定式の開催：里親新規登録時に部長から認定通知を授与し、その後、里親協議会会員等との交流会を行う。
- ・ H24～里親支援ボランティア制度の創設：大学生、短大生を中心に学習ボランティアや遊び相手のボランティアを募集し、里親宅に派遣する。里親支援への直接支援と将来の里親育成、制度の理解を深める普及啓発の2つの目的がある。
- ・ H24～里親の研修を強化（里親のニーズに応じたテーマ別研修を追加）：従来、里親の研修機会が少なかったため、里親のニーズに応じたテーマを選択し、複数回開催予定。
- ・ H24～里子キャンプの開催：里子同士で集い、里子の抱える悩みや葛藤を分かち合うピアカウンセリングの機会として開催。
- ・ H24～施設の里親支援専門相談員とともにチームでの里親支援予定。
- ・ H24～里親支援の非常勤職員を＋1名配置

里親委託推進の取組事例③【宮城県】

増加幅 (16→22比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
10.5%	8.0%	18.5%

里親登録数：	84組	
受託里親数：	36組	
里親委託児童数：	43名	(平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

新みやぎ子どもの幸福計画（後期計画）の中で、「保護を要する子どもが、家庭的な雰囲気の中で養育されるよう、里親の下での養育を推進していく」方針を示し、平成26年度までに里親委託率を20.1%とする目標を掲げている。

②推進した取組

- ファミリーグループホーム事業（平成17年度から平成20年度まで、県単独事業として実施）
- 児童相談所への里親委託推進員の配置
- ラジオ、新聞、電車中づくり広告等による広報活動

③効果的であった取組方法・体制整備

- 現在のファミリーホームの前身である、ベテラン里親によるファミリーグループホーム事業の実施
- 各児相の里親担当者及び里親委託推進を中心とした里親委託推進体制
- 様々な媒体による県民への里親制度周知活動

④里親委託率を伸ばした要因

- ファミリーグループホームを礎とした、ファミリーホームの運営の開始
- 里親委託推進員による里親家庭及び委託可能性のある施設入所児童への積極的な関わり

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

(1) 平成17年3月に策定した新みやぎ子どもの幸福計画（次世代育成支援行動計画）

○保護を要する子どもへの支援（里親関係抜粋）

（方向性）里親制度と児童養護施設の間を埋める対策として、新しく「ファミリーグループホーム事業」を実施し、より家庭的な雰囲気の中で子どもたちの養育を目指す。

(2) 平成22年3月に策定した新みやぎ子どもの幸福計画（後期計画）

○社会的養護体制の充実～家庭的養護の推進～

（方向性）保護を要する子どもが、家庭的な雰囲気の中で養育されるよう、里親及びファミリーホームの下での養育を推進。

（目標）里親委託率…平成26年度までに20.1% ファミリーホーム箇所数…平成26年度までに3箇所

2 どのような取組をしてきたか

(1) ファミリーグループホーム事業

要保護児童へより家庭的な環境を提供し、児童の社会的自立の促進に寄与することを目的として里親が運営し、複数の要保護児童を養育する「里親ファミリーグループホーム」に対して、平成17年度から平成20年度まで、県単独事業としてホーム運営費の補助を行う事により（運営箇所数1）、平成21年度からは国の制度に移行され、平成23年10月1日現在、3つのホームが運営されている。

(2) 児童相談所への里親委託推進員の配置

平成20年度から、中央児童相談所に里親委託推進員を配置し、里親支援機関事業を下記のとおり展開。

事業名	内容・項目	実施体制	平成22年度実績
里親制度 普及促進事業	普及啓発	県直営	里親制度説明会1回、ポスター・リーフレット配布
	養育里親研修	県直営	基礎研修・認定前研修を年2回開催、延べ参加者数33名
	専門里親研修	委託先：母子愛育会	更新研修に2名が参加
里親委託推進 支援等事業	里親委託推進員の配置	県直営	非常勤職員1名を中央児相に配置 ※H23年度から東部児相にも1名配置
	里親委託推進検討会の設置	県直営	年2回開催
	里親委託支援等	県直営	委託里親に係る養育技術向上のための研修、未委託里親への意向調査、施設入所児童のうち里親委託を要する対象児童の掘り起こし等
	里親家庭への訪問支援	県直営	家庭訪問による相談、養育指導（平均3～4回） レスパイト・ケア（H22年度実績なし）
	里親による相互交流	県直営	里親サロンの開催（10回）

(3) 広報活動

- ポスター・リーフレット 各市町村，不妊治療を取り扱う産科医療機関等に配布，掲示
- ラジオ・新聞での普及啓発 年2回実施の養育里親研修の周知と合わせた制度の広報（県政だより含む）
ラジオにて里親月間を中心に，普及啓発メッセージを通年放送（H22年度10回）
- 電車中吊り広告 子ども人権対策事業の一環として実施。1週間程度掲示。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

(1) ファミリーグループホーム事業の実施

児童養護施設と里親の中間的形態である同事業を実施することで，下記のようなメリットがあった。

- ①施設と違い，1組の夫婦による養育となることから，子どもとの間で安定した関係が築きやすくなった。
- ②複数の子どもが暮らすことによって，新たに措置された子どもの適応状態が良好となった。
- ③ベテラン里親を指定することによって，親権者の拒否感の軽減が図られ，措置の同意が得られやすくなった。

(2) 里親委託推進員の配置等

児相の里親担当者（正職員）は，他業務と兼務の状態であることから，非常勤である里親委託推進員の配置により，未委託里親への意向調査や各施設に入所中で里親委託が望まれる児童の掘り起こしなどに，きめ細かな対応が可能となった。

(3) ラジオ・新聞による普及啓発

放送・掲載後に問い合わせをいただき，養育里親研修の受講や里親登録の検討に繋がるケースも多く，里親の新規開拓の手段として有効であった。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- ベテラン里親によるファミリーグループホームの運営開始により，家庭的養護という里親制度の利点はそのままに，親権者の同意を得やすくなったこと。
- 補助者も配置されることから複数人の委託が可能となったこと。（各ホームは常に満床である。）
- 次世代育成支援行動計画の中でも里親委託推進の方針を掲げて里親委託推進員を配置するなど，保護を要する児童について，出来る限り家庭的養護の下で養育することを検討するようになったこと。

里親委託推進の取組事例④【福岡県】

増加幅 (16→22比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
10.3%	4.0%	14.3%

里親登録数： 114組
 受託里親数： 64組
 里親委託児童数： 102名 (平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

○H17の行動計画において、里親制度の積極的活用及び里親への支援について取り組むことを明記

②推進した取組

- 里親シンポジウムの開催
- 里親養育相談対応専門員を任用
- 登録里親への研修
- 地区里親会の事務局を児童相談所が務め、里親サロンを開催

③効果的であった取組方法・体制整備

- 左記②の取組を継続して行ったこと
- 市町村が里親措置費の請求事務を代行

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親への継続的な支援や研修の実施、里親サロンの実施などを積み重ねたこと

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

H17年に策定した『福岡県次世代育成支援行動計画』において、里親制度の積極的活用及び里親への支援について取り組むことを明記している。

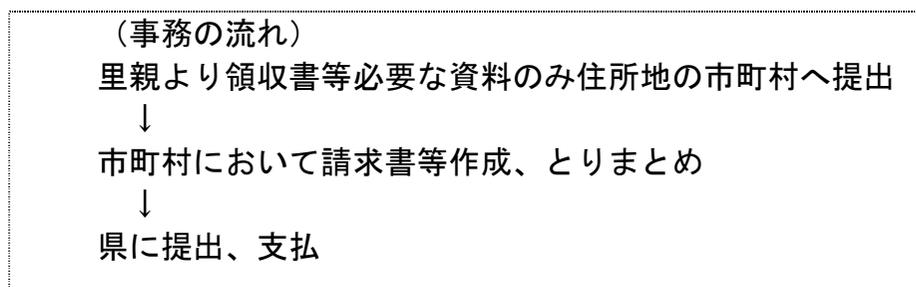
2 どのような取組を推進してきたか

- ・ 広く里親制度をアピールするため、H19～22年度にかけて、「里親シンポジウム」を開催
- ・ 里親からの相談に応じ、適切な指導や助言を実施することを目的に、H17年度から児童相談所において、非常勤の「里親養育相談対応専門員」を任用
- ・ 各児童相談所において、管内の登録里親を対象とした研修の実施（養育里親研修が義務化された後も継続して実施）
- ・ 地区の里親会の事務局を児童相談所が務め、里親サロンを開催

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

個々の取組の効果は明確ではないが、こうした取組を継続して行ったことで相乗的に効果が現れたものと思われる。

また、市町村の理解と協力を得て、里親措置費の請求事務を里親に代わって行っていただいていることも、里親の負担軽減となり、委託の促進につながっているものと思われる。



4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

各児童相談所における里親への継続した支援や、管内里親を対象とした研修の実施、里親サロンの実施など、地道な取組を積み重ねた結果と思われる。

里親委託推進の取組事例⑦【滋賀県】

増加幅 (16→22比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
10.2%	20.3%	30.5%

里親登録数： 138組
 受託里親数： 45組
 里親委託児童数： 71名 (平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 養育里親登録数：H21年度97家庭、H26年度131家庭（全ての中学校区に1家庭以上）
- 子どもの愛着関係の形成に有効と評価して推進

②推進した取組

- 里親制度のパンフレット作成、施設入所児童週末ホームステイ事業の実施等による広報啓発
- 里親研修やピアカウンセリングの実施による養育技術の向上
- 里親家庭に里親委託児童心理的ケア指導員、家事支援員の派遣、里親指導員（里親委託等推進員）の設置

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親制度の周知
- 里親指導員の設置による里親家庭・里親会との連携強化
- 心理的ケア指導員の派遣による養育里親支援
- 施設入所児童週末ホームステイ事業による新規里親開拓

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親家庭相互の交流が深く、状況に応じ他の里親に措置変更できる安心感
- 地域で障害福祉を実践する土壌において、障害福祉関係者が里親になり養育が困難な児童を受け入れ
- 施設の小規模化の結果、里親委託が進展

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

(1) 淡海子ども・若者プラン等における位置付け等

県の次世代育成支援行動計画である「子どもの世紀しがプラン」（前期計画）、「淡海子ども・若者プラン」（後期計画）において、養育里親登録数について数値目標を定め、里親制度の広報啓発、里親の養育技術の向上、里親に対する援助者の派遣を実施。

	平成 15 年度 登録数	平成 21 年度 数値目標	平成 21 年度 登録数（実績）	平成 26 年度 数値目標	平成 23 年度 登録数（見込）
養育里親登録数	68 組	97 組	96 組	131 組	143 組

(2) 滋賀県児童虐待防止計画における位置付け等

平成 17、18 年度における児童虐待死亡事例の発生および児童虐待相談件数の増加に伴い平成 19 年 6 月に策定した「滋賀県児童虐待防止計画」（最終改訂平成 22 年 3 月）において、「保護が必要となった子どもを、温かな家庭的な雰囲気のもとで養育する里親制度は、傷ついた子どもの心をいやし、子どもの愛着関係の形成に有効」と評価し、養育里親登録数の数値目標を設定したうえ、制度の広報啓発を図り、里親登録を促進して、虐待を受けた子どもの受け入れを推進することとした。（数値目標は、「淡海子ども・若者プラン」等における数値目標を準用）

2 どのような取組を推進してきたか

(1) 広報啓発

- ・ 滋賀県里親大会（主催：滋賀県里親会）運営費の助成および運営の協力
- ・ 民生委員児童委員への里親制度の周知（滋賀県里親大会への参加など）
- ・ 県広報誌による啓発
- ・ 里親制度パンフレットの作成（平成 16 年～）
- ・ 施設入所児童週末ホームステイ事業の実施（平成 17 年～）
 - － 制度運用を通じて里親制度の普及を図る。
 - － 県の制度化以前から施設入所児童が里親家庭と交流する関係あり。

(2) 養育技術の向上

- ・ 里親研修の実施（一部を滋賀県里親会に委託）
- ・ ピアカウンセリングの実施（平成 16 年～）

(3) 里親に対する援助者の派遣

- ① 里親委託児童心理的ケア指導員の派遣（平成 14 年～）
 - ・ 虐待を受けたことのある子どもを養育する里親家庭に里親委託児童心理的ケア指導員を派遣し、子どもの自立を支援
- ② 里親指導員の設置（平成 15 年～）
 - ・ 非常勤嘱託員を 1 名設置し各里親支援事業の運営や滋賀県里親会事務を処理

③ 里親家事支援（平成19年～）

- ・子どもを養育する里親家庭に家事支援員を派遣し、子どもの遊び相手、通園・通学・通院の付添、学習などを支援

④ 里親委託等推進委員会の設置（平成23年～）

- ・里親支援事業を関係機関と連携し効果的かつ円滑に進めることなどにより、里親への委託や支援を推進

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

(1) 里親制度の周知

里親会と県が一体となってパンフレットの作成や民生委員への啓発等里親制度の周知を行い、これまで親族またはボランティアとして子どもの養育を行っていた者の里親登録を促進

(2) 里親指導員の設置

里親指導員の設置により、委託里親および未委託里親の家庭の状況を把握して委託につなげるとともに、里親会事務処理体制を強化することで里親会活動を活性化

(3) 里親委託児童心理的ケア指導員の派遣

被虐待児の委託を受けている養育里親家庭に心理療法の技術を有する里親委託児童心理的ケア指導員を派遣し、委託児童の自立を支援するとともに、里親へ養育技術を助言することにより養育する里親の負担を軽減

(4) 施設入所児童週末ホームステイ事業による新規里親開拓

ホームステイ事業の受け入れ先は登録里親に限定しているが、受け入れている里親の働きかけなどにより、ホームステイ事業の受入を申し出る家庭は多く、これが里親登録につながり新規里親の開拓に効果

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

(1) 里親間の交流や支え合い

- ・認定登録された全ての里親が加入する滋賀県里親会および各市郡の地域里親会の活動（里親サロン、交流会など）が活発であり、里親相互の交流が深い。
- ・上記による交流などを基に、委託里親家庭を他の里親が日常的に支える関係があり、養育継続が困難となった場合や子どもの成長に応じ、関係のある別の里親家庭に措置変更できる環境がある。

(2) 里親の資質

- ・障害者福祉分野で入所施設よりも在宅（地域）での生活を重視してきた中で、通所授産施設やグループホームなど地域で障害のある方の生活支援を行っている、あるいは行っていた障害福祉関係者が里親になる事例も多く、このような里親では、ある程度養育が困難な子どもの受け入れも可能であり、委託が進んで行われてきた。

(3) 施設の規模、入所率の高さ

- ・ 児童養護施設では、従前より小規模での養育が進められており、児童虐待相談件数の増加に伴い施設入所率が高い状況が続く中でも、地域小規模児童養護施設の設置など養育の小規模化によるケアの充実が優先されてきた結果として、施設の大規模化ではなく、里親への委託が進んだ。

	平成16年度	平成22年度
乳児院・児童養護施設入所率	86.3%	87.9%
乳児院・児童養護施設の定員	227人	224人

里親委託推進の取組事例⑥【香川県】

増加幅 (16→22比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
9.7%	6.5%	16.2%

里親登録数：	49組	
受託里親数：	18組	
里親委託児童数：	25名	(平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 里親委託率：H22年度15%、H23年度19%(香川県としてではなく、里親委託等推進委員会独自で目標値を掲げている)
- 里親登録者を増やすとともに、いつでも利用できる里親を把握

②推進した取組

- 里親制度説明会、里親相談会を計画的に連動して開催
- 施設で里親委託が望ましい児童のリストを作成、登録里親に意向アンケートを実施、週末ホームステイ事業の実施等

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親開拓(説明会、相談会)について市町に協力依頼
- 口コミによる案内
- 住民利用の多い福祉センター等で里親を含めた具体的な話し合い

④里親委託率を伸ばした要因

- 専任の里親委託推進員の配置及び里親委託等推進委員会の設置
- リーフレット作成、DVD作成上映等による普及啓発
- 説明会等で里親の体験談を講演
- 児童相談所が里親委託推進の方針に

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

平成19年4月、里親委託等推進員を専任配置し、香川県里親委託等推進委員会を設置。

里親委託等推進委員会のメンバーが関係者で構成されて、里親委託の推進の目標設定や方針の策定が協議されて必要な事業がスタートした。

(1) 目標設定

香川県次世代育成支援行動計画(H21年度末)の目標達成に向けて、里親の開拓及び里親委託の推進(H22年度目標を委託率

15%)を決定した。H23年度の目標は19%に掲げている。(香川県としてではなく、里親委託等推進委員会で独自に目標値を掲げている)

① 方針

- ・里親委託率を数字で19%と掲げただけでは、目標の達成はできない。児童相談所として、具体的に何人を里親委託するという目標が必要となる。その目標を達成するには、分母となる里親登録者を増やすことが、車の両輪である。地域ごとに何人の里親を配置していくことが、求められる。
- ・いつでも利用できる里親がいるということが保障できなければ、里親委託は進められない。里親に関する情報の把握(いつでも児童の委託が可能な状態にあるかどうか)に努める。

2 どのような取組を推進してきたか

(1) 里親制度普及啓発、里親開拓の促進

① 里親制度説明会・里親相談会を市町単位で年次的に計画的に開催。

里親制度説明会・里親についての相談会の開催案内を、市町の広報誌(全戸配布)に掲載依頼。

② 里親制度説明会と相談会を連動して開催し、里親制度説明会は、従来のように関係機関に周知して動員して参加者を募る方法を改め、関心のある市町民が参加する方向に取り組む。里親制度説明会や相談会に委託中里親の体験談を入れている。

(2) 里親委託の推進

① 里親委託の推進に向けて、児童福祉施設に入所している児童で、里親委託が望ましい児童のリストを掲げてもらい、児童相談所と委託の可能性や方針について協議した。また、児童相談所と施設の連絡会で、里親制度や里親委託を議題として理解を深めている。

② 登録里親に対して、「里親委託の意向アンケート」を実施して里親に関する情報を的確に把握し、マッチングに生かせるようにしている。

③ 県の単独事業の週末ホームステイ事業を積極的に実施して、養育里親登録につながるよう取り組んでいる。

④ 里親委託を推進するには、委託里親への支援が欠かせない。里親同士の交流や支え合いが大きな力になる。里親会や里親を支えるよう取り組んでいる。

(3) その他の取り組み

子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)における児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業により、施設等(里親宅を含む)の改修等を実施した。

① 平成21年度は3世帯の里親家庭と1つの里親ファミリーホームの改修について、合計530万ほどの補助金を助成した。

② 平成22年度は3世帯の里親家庭に合計230万ほどの補助金を助成した。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

- (1) 地域で、里親開拓（制度説明会・相談会等）推進する考え方を、児童相談所として市町に発信し、児童相談所が里親開拓について積極的に市町への協力依頼を得る取り組みをしていること。
- (2) 大きな会場に大勢の参加者を対象に事務的に説明する方法は、有効でない。
- (3) 児童相談所をはじめ身近な人へ口コミで案内する方が参加者の動機付けが高い。
- (4) 地元の住民が日常的によく利用する福祉センターやコミュニティセンターを会場に、里親を含めて具体的な話しあいが、有効であった。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- (1) 専任の里親委託推進員の配置及び里親委託等推進委員会の設置
各機関・団体の委員が協議する場ができて、里親に関する情報や取組みが共有できた。
- (2) 国の助成を受けて3年間、里親制度普及啓発の特別事業を実施したこと。
国の助成を受けて、県として集中的に具体的な事業計画を推進することができた。
広報のリーフレット作成・DVD作成上映・ホームページ作成・講演会やシンポジウムの開催・里親制度説明会や相談会の開催。
- (3) 「里親制度普及啓発イベント」「里親制度説明会」「里親についての相談会」や「養育里親研修」の講師として里親会の協力を得ていること。里親の体験談は、参加者に好評で里親申請に繋がっている。
- (4) 里親制度の改正に伴う「養育里親研修」の実施
「里親制度説明会」「里親についての相談会」「養育里親研修」の一連の流れの中、児童相談所と里親の距離が身近になり、里親委託につながりやすくなってきた。
- (5) 児童相談所が、里親委託推進を方針としていること。
児童相談所の職員研修で、「里親制度」がテーマとなっている。
職員から、登録里親に関する質問が増えて、里親に関する情報を求めている。

里親委託推進の取組事例⑦【静岡県】

増加幅 (16→22比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
9.0%	10.6%	19.6%

里親登録数：	325組	(平成22年度末現在)
受託里親数：	112組	
里親委託児童数：	141名	

※平成22年度末の里親等委託率、里親登録数等は静岡市・浜松市分を含む

<取組の概要>

①方針・目標

- まずは里親への委託を検討
- 全児相の里親委託率：H26年度16%以上

②推進した取組

- ショート・ルフラン事業（週末・夏休みの体験的受入れ）の実施
- 施設での里親と児童の交流会開催

③効果的であった取組方法・体制整備

- 現況調査により里親の希望や現状を把握
- 里親担当者会議等により、各児童相談所間で里親に関する情報を共有
- 里親対応専門員（1名）、里親委託推進員（2名）の設置

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親委託をまずは検討
- ショートルフラン事業や施設での交流会を通しての相性確認等

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

各児童相談所において、まずは里親への委託を検討するようにしている。
平成26年度里親等委託率16%以上の児童相談所数を全児童相談所とすることを目標としている。

2 どのような取組を推進してきたか

ショート・ルフラン事業を実施し、週末や夏休み等に児童に家庭を体験させることにより、里親が養育体験を積んだり、相性確認がなされて委託に進むケースもある。

児童養護施設の行事への里親の参加や、施設での交流会開催により児童と里親の交流の機会を設けている。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

里親委託の推進については、現況調査により里親の希望や現状を把握し、最適な里親を選定している。

また、里親担当者会議等により取組状況の情報交換や意見交換を行い、各児童相談所の里親に関する情報を共有することにより、マッチング等に役立てている。

里親対応専門員を1児童相談所に1名、里親委託推進員を2児童相談所に各1名配置し、里親の家庭訪問や相談対応等を行った。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

各児童相談所において、里親委託をまず検討するようにしていること。

なお、その際に、ショートルフラン事業や施設での交流会を通しての相性確認等が役立っている。

里親委託推進の取組事例⑧【 栃木県 】

増加幅 (16→22 比較)	里親委託率 (平成 1 6 年度末)	里親等委託率 (平成 2 2 年度末)
8.3%	7.9%	16.2%

里親登録数： 193組
 受託里親数： 77組
 里親委託児童数： 91名 (平成 22 年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 制度の普及、研修の実施、マッチング、家庭訪問等を効果的に実施する
- 里親委託率：H21 年度末 15%以上、H26 年度末 18%以上

②推進した取組

- 県民の日のイベント等で普及啓発
- 各児童相談所に里親委託推進員を配置
- 里親連合会等への研修委託
- ファミリーホーム開設
- 専門里親への委託拡充

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親委託推進員の配置

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親委託推進員による積極的な活動

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

(1) 方針

より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることのできる里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、里親研修の実施、子ども委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援業務を効果的に実施する。

(2) 里親委託率の目標値を設定

- ・とちぎ子育て支援プラン（栃木県次世代育成支援対策行動計画・後期 H22～）の目標値
平成 26 年度末目標値：18%以上（前期計画：平成 21 年度末目標値：15%以上）
- ・新とちぎ元気プラン：19%以上

参考 里親委託率 16.1%（平成 23 年 1 月 1 日）
国の平成 26 年度末の目標値：16%

2 どのような取組をしてきたか

（1）里親制度普及啓発

- ① 県民の日のイベント等において、里親制度に関する普及啓発活動
- ② 「里親を求める運動（月間：10 月）」の期間中における普及啓発活動
- ③ 全戸配布の県広報誌により里親制度に関する広報活動の実施
- ④ 児童虐待防止推進のオレンジリボンキャンペーンとの共同による広報活動
- ⑤ 地域での広報活動による里親登録者の増加推進

（2）里親への委託促進

- ① 里親研修（養育里親研修）及び専門里親研修の実施（里親の養成）
- ② 各児童相談所に里親委託推進員の配置（月額非常勤嘱託員各 1 名）
- ③ ふれあい里親（マッチング活性化）事業の実施
- ④ 乳児院退所児童調査を実施し「乳児院からの里親委託の手引き」を作成（平成 22 年度）

（3）里親支援機関事業の充実

- ① 里親連合会への事業委託
 - ・養育里親研修、新規委託里親研修、未委託里親研修、里親全体研修、地区別里親研修の実施
 - ・里親登録推進事業の実施
 - ・ふれあい里親（マッチング活性化）事業（里親委託促進事業）の実施
- ② 恩賜財団母子愛育会への事業委託
 - ・専門里親研修の実施

（4）小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施

平成 22 年度に「虹の家」が開設された。（有）三陽：日光市

（5）専門里親への委託の拡充

専門里親認定研修、専門里親継続研修の実施

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

里親委託推進員の設置

平成 15 年度から里親対応専門員として中央児童相談所に 1 名を配置

平成 18 年度には里親委託推進員として各児童相談所に 1 名配置

【業務内容】

- ・ 里親からの委託児童の養育等に関する相談への対応
- ・ 里親家庭への訪問による委託児童等の養育状況の把握
- ・ 里親研修の企画・運営
- ・ 施設等へ措置した児童のうち、里親委託を目指すべき児童の特定
- ・ 未委託里親の受託意向の確認及び里親になるための動機付け
- ・ 児童と里親との相性の確認（マッチング）の活性化
- ・ 新規里親の開拓
- ・ 里親制度の普及啓発
- ・ 里親サロンの企画・運営など

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

2 の取組の中でも、里親委託推進員による積極的な活動によるものが大きいと思われる。

里親委託推進の取組事例⑨【山梨県】

増加幅 (16→22 比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
8.2%	17.8%	26.0%

里親登録数： 121組
 受託里親数： 58組
 里親委託児童数： 76名 (平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 家庭的な養護ができる里親の登録を促進し、円滑な保護の実現を図り、併せて里親への研修を実施し、養育技術の向上を目指す
- 里親委託率：H21年度23%、H26年度26%の数値目標を設定（やまなし子育て支援プラン）

②推進した取組

- 里親経験者による講演会や里親制度の説明会等による里親制度の周知・広報
- 里親委託等推進委員会の開催(年3回)

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親委託等推進委員会の設置（H21年度～）
- 里親制度のリーフレットの作成、配布（各市町村、民生・児童委員等）
- 未受託里親と施設入所児童に対するマッチングの場の提供（推進委員が事務局を兼ねる里親会主催のバス旅行）

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親委託ガイドライン策定前から「家庭的な環境で養育できないか」を考慮するスタンスで処遇検討
- 里親委託等推進委員が里親登録者（世帯）に月2回は電話連絡し、里親家庭の状況把握をしている
- 乳児について、乳児院の入所状況に係わらず、里親へ積極的に委託
- 里親委託等推進委員が里親会の事務局を兼任し、里親会会員と人間関係を作りやすい
- 里親委託等推進員がコーディネーターとなり、新規の里親に対し、ベテランの里親が相談・助言を行い精神面・養育技術面でのサポートを行う

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

H17年度からの「やまなし子育て支援プラン（前期計画）」にて、家庭的な養護ができる里親の登録を促進し、円滑な保護の実現を図り、併せて里親への研修を実施し、養育技術の向上を目指すことを施策の方向として定めた。

※H17年度からH21年度までのやまなし子育て支援プラン（前期計画）にて数値目標を設定

- ・里親登録者数 H16年度94人 → H21年度115人
- ・里親委託率 H16年度19% → H21年度23%

※H22年度からH26年度までのやまなし子育て支援プラン（後期計画）にて数値目標を設定

- ・里親登録者数 H22年度115人 → H26年度145人
- ・里親委託率 H22年度24% → H26年度26%

2 どのような取組を推進してきたか

里親経験者による講演会や里親制度の説明会、リーフレットの作成などを行い里親制度の周知を図る。また、里親委託等推進委員会の設置、開催（年3回）を通して里親委託を推進するとともに、最適な里親への委託に務めてきた。

また、H17年度から里親や里親希望者に対する研修を実施し、養育技術の向上、里親委託の促進及び里親の開拓を図ってきた。

※研修内容

- ・里親希望者に対する研修：基礎研修年2回（講義及び施設実習）、認定前研修年2回（講義及び施設実習）
- ・既登録里親に対する研修：課題別研修1回 学識経験者等による課題別の講義
- ・里親交流事業として、里親相互間での事例検討を行い、大学教授等のスーパビジョンを受ける場を設け、資質の向上を図る

3 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- ・里親委託ガイドライン策定前から、児童相談所において、子どもの処遇を検討する中で、まず、「家庭的な環境で養育できないか」を考慮するスタンスで処遇検討を実施している。
- ・里親委託等推進委員が里親登録者（受託者、未受託者）に対して、1日最低7件（ケースによっては月に2回以上）は、特別な用事が無くとも電話連絡、又はメールでコンタクトを取る（家庭訪問は、じっくりはなしを聞くときには良いが、数多くコンタクトが取れない）。コンタクトを取ることで、里親家庭の現在の状況（受託が可能な状況かどうか、家族の健康状態、家庭の行事等）の把握に務め、円滑な委託が行われるよう取り組んでいる。
- ・乳児について、乳児院の入所状況に係わらず、新規ケースは里親へ積極的に依頼、委託している。
- ・里親委託等推進員がコーディネーターとなり、受託に自信がない新規の里親に対し、ベテランの里親が相談・助言を行い、精神面・養育技術面でのサポートを行う。その際には、ベテラン里親の自宅に訪問し、養育の現状を実際に目で見てもらい、受託の後押し、受託後の精神的なサポート等ができるよう取り組んでいる。

4 その他（推進委員と里親会について）

- ・児童相談所に置かれた里親委託等推進委員が、里親会の事務局を兼任しているため、里親会の活動と児童相談所の活動をリンクさせ、効果的な研修等を実施することができる。また事務局として里親会の活動を通じて、里親会会員と人間関係を作りやすく、里親会会員からも親しみやすい。
- ・里親会事務局員（推進委員）が里親会への加入を促し、里親会行事への参加を勧める。会員相互の親睦と交流の場としての交流会やクリスマス会を実施しており、未委託里親、委託里親のつながりを深める。
- ・里親会主催のバス旅行から中央児童相談所主催の施設入所児童里親体験事業への発展に繋げる。バス旅行を里親と施設入所児童のマッチングの場の一つと捉え、里親さんに担当児童を決め、一日外出しお互いを知る機会をつくる。また施設入所児童里親体験事業を通じて、関係ができつつある家族と施設入所児童と一緒にバス旅行へ参加するケースもある（H22 3組成立）。

里親委託推進の取組事例⑩【佐賀県】

増加幅 (16→22 比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
8.0%	1.2%	9.2%

里親登録数： 53組
 受託里親数： 19組
 里親委託児童数： 25名 (平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 「佐賀県総合計画 2011」（平成23年10月策定）において、平成26年度までに73人の里親登録数を確保することを目標値としている。

②推進した取組

- 里親会の活性化
- 要保護児童の処遇に際しては、里親委託を検討することを原則とする方針を徹底
- 里親委託推進委員会の設置
- 里親委託推進員の配置
- 施設入所児童家庭生活体験事業（ホームステイ事業）の実施
- 広報・啓発活動の実施

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親会の事務局を児童相談所が担当したことによる、里親と児童相談所の情報共有と連携強化
- 児童の処遇に際しては、施設委託と併せて里親委託も必ず検討することとする方針の徹底
- 里親委託推進員の配置による、里親と児童相談所との連携強化

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親に関する事業の実施を通じて養育里親が増加したこと
- 里親の資質向上と委託後の支援体制の充実
- 児童相談所において、児童の処遇方針を検討する際、施設委託とともに里親委託も検討するようになったこと。

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

- 「佐賀県総合計画 2011」（平成 23 年 10 月策定）において、平成 26 年度までに 73 人の里親登録数を確保することを目標値としている。

指標名	単位	現状	目標			
		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
里親登録数	人	53	58	63	68	73

2 どのような取組を推進してきたか

- 里親会の再生と活性化（H19～）
里親会の事務局を児童相談所が引き受けることにより、休止状態にあった里親会の再結成を主導。
里親相互及び里親希望者との交流を促進するため、里親サロンの開催や里親促進事業（宿泊キャンプ事業）を実施し、平成 22 年 7 月には里親会の事業として九州地区里親研修大会を開催するまでの力を蓄えるに至った。
里親サロン事業については、平成 23 年度から拡充し、県内を 2 ブロックに分けて毎月開催している。
- 児童相談所が児童の処遇を検討する場合は、児童養護施設とともに里親制度を重要な選択肢とするよう方針を徹底。
- 「里親委託推進委員会」の設置（H18～）
児童養護施設、里親会や児童相談所等で構成する「里親委託推進委員会」を設置し、関係機関が情報交換しながら協力して里親委託を推進。
- 里親委託推進員の配置（H18～）
児童相談所に「里親委託推進員」1 名を配置し、里親候補の掘り起しや委託里親からの養育相談に当たるなど、里親に対する支援を強化。
- 施設入所児童家庭生活体験事業（ホームステイ事業）の実施（H17～）
児童養護施設等に入所している児童を対象に、夏休み等の期間を利用して里親やボランティア家庭に受け入れることにより、県民には里親体験、施設入所児童には家庭生活を体験させ、里親への理解と里親数の増加を企図。
- 広報・啓発活動の実施
出前講座や里親制度研修会の開催、市町村や関係機関の広報媒体等を利用して里親の募集や制度の周知を行い、里親への理解と里親数の増加を企図。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

- 休止状態であった里親会を再生するため、児童相談所が事務局となって主導してきたが、児童相談所が事務局を担当することにより、児童を委託する場合に考慮しなければならない個々の里親のニーズや特性が把握でき、スムーズな委託につなげることができた。
- 里親会としても、面倒な事務を児童相談所が引き受けてくれることにより、里親会事業の実施を通じて、相互交流や情報交換が図られ、里親としての資質の向上や使命感・意欲の醸成につながっている。
- また、措置権者が里親の事務局であることから、児童の措置に当たっては、施設委託と同様、里親委託についても重要な選択肢の一つとして検討することとする方針の徹底が図られた。
- 里親委託推進員が配置され、随時、里親家庭や未委託家庭との訪問・相談・連絡に当たることにより、児童相談所と里親との連携が密になり、スムーズな委託につながった。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- 里親サロンやホームステイ事業の実施、九州地区里親研修大会の開催、広報・啓発活動の実施等を通じて、県民に里親制度の重要性が認知されたことが、里親数の増加につながった。特に従来、少なかった養育里親が増加したため、保護児童の特徴に対応した里親の選定が可能となり、里親委託の伸びとなった。
- 研修会の開催や里親会活動の活発化により里親自体の資質の向上や意欲の向上が図られたこと。
また、里親委託推進員の配置により、委託後の支援体制が整備され、安心して里親委託を進めることができるようになったこと。
- 里親の重要性が叫ばれ、また、里親会の事務局を担うことになったことから、児童相談所が要保護児童の処遇を検討するに当たっては、施設委託と同様に里親委託についても検討するようになったこと。
- 里親サロンを平成23年度から毎月開催することとしたことや宿泊キャンプ事業を実施することで、里親相互の交流が深まり、里親会の活動が活発化した。これにより新たな里親の開拓にもつながっている。